

公開日: 2025/07/28

〈小説〉『所得課税第三部門にて。』【第95話】「ふるさと納税返礼品と一時所得」

筆者: 八ツ尾 順一

カテゴリ: 読み物 連載

〈小説〉 『所得課税第三部門にて。』 【第95話】 「ふるさと納税返礼品と一時所得」



公認会計士・税理士 八ツ尾 順一

中尾統括官は、昼食後、爪楊枝を銜えながら新聞を読んでいる。

新聞の見出しが、「ふるさと納税、返礼品の価値は 税務申告めぐり、訴訟に発展」となっている。

「・・・返礼品の価値か・・・」

中尾統括官は、銜えている爪楊枝を上下させながら新聞を読み続ける。

《税務署、自治体支出の金額／納税者、照会に膨大な労力》

原告の女性は、2018年までの2年間に全国の延べ約110自治体に対し、ふるさと納税制度を使って計490件の寄付をした。それについて返礼品を受け取り、その種類は食品や酒類、ホテル宿泊券など多様だった。

こうした返礼品は「一時所得」とみなされる。特別控除額（50万円）を超えた額の半額が原則、課税対象になる。

この女性は確定申告にあたって給与所得などは申告したが、返礼品から生じる一時所得は含めなかった。

税務署は女性に申告の修正を求めるのに際し、返礼品の価値について「自治体が調達のために支出した金額」と定義。寄付先の自治体に照会をかけ、返礼品490件の価値は計約280万円が相当と算出した。その上でこの分の所得税額計40万円超を増やす処分を女性に通知した。

(下線：筆者)

(※) 朝日新聞digital 2025.7.8

「・・・490件の寄付か・・・こんなに寄付をすると、毎日、自宅に返礼品が送られてきて、大変なことになると思うが・・・」

中尾統括官は、苦笑いをしながら読んでいる。

そこへ浅田調査官が昼食を終えて、やってくる。

「・・・中尾統括官・・・何をニヤニヤして読んでいるのですか？」

浅田調査官は、中尾統括官が持っている新聞を覗きながら訊ねる。

「・・・ふるさと納税の記事だよ・・・」

そう言うと、中尾統括官は、顔を上げる。

「・・・へえ・・・これって訴訟をしているのですか？」

浅田調査官は、立ちながら、新聞記事を読む。

「・・・ふるさと納税の返礼品は、確か・・・一時所得になるのですよね・・・」

浅田調査官は、そう言いながら話を続ける。

「・・・そして、一時所得とは、懸賞の賞金、競馬の払戻金、生命保険の満期返戻金等、
営利を目的として継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務又は
資産の譲渡の対価としての性質を有しないものです」

浅田調査官は、東京高裁平成28年2月17日判決で述べられている一時所得の要件である
「非継続要件（営利を目的として継続的行為から生じた所得以外の所得）」と「非対価要
件（労務その他の役務又は資産の譲渡から生じた所得以外の所得）」の内容を思い出す。

「・・・ところで、一時所得の計算は（所法34②③）、総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除し、さらに特別控除額として50万円があると規定し・・・そし
て、この所得金額の2分の1相当額が課税される（所法22②二）ことになっている」
浅田調査官は、新聞を読みながら、一時所得の計算を頭の中で整理する。

「・・・この新聞記事によると、納税者は、一時所得の申告をしなかったので、税務署
は、寄付先の自治体に照会をかけ、返礼品490件の総額の価値は、280万円が相当と判断
したらしい」

中尾統括官は、爪楊枝を銜えながら新聞記事の一部を読む。

「・・・納税者は、各自治体に照会するには膨大な労力が必要で、納税者に対してこのよ
うなことを強要することはおかしいと言っている…」

中尾統括官は、新聞記事の内容をそのまま伝える。

「・・・しかし・・・それは、納税者が自分の所得を申告する上で必要なことなのす
から、納税者としては、当然、返礼品の価値を調べなければならないでしょう・・・」

去年2月の横浜地裁判決は「納税者は各自治体に対し、調達価格を確認するな
ど、適正な時価を把握したうえで申告する必要がある」と指摘。返礼品の価値につ
いて税務署の定義を追認する見方を示した。その上で納税者に多大な労力を求める
ものであっても「当然の負担とみるべきもの」と結論付けた。

（下線：筆者）

浅田調査官は、横浜地裁判決の上記の記事を見ながら、頷く。

「・・・ところで、この納税者の寄付総額は、約660万円らしい・・・そうすると、返礼
品の割合（280万円÷660万円）は、約42%になる・・・これは、総務省が定めた返礼品

の基準（返礼品の返礼割合を3割以下とする）を超えることになるのでは・・・と納税者は反発しているらしい・・・」

中尾統括官は、税務六法を開いて、「地方税法37条の2第2項1号」を開く。

都道府県等が個別の第1号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第1号寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること。

(下線：筆者)

この規定は、地方税法で「3割ルール」を明示したものであるが、この規定を根拠として、3割を超える返礼品の価値の評価を認めることはできないとする納税者の主張は、「税務官庁が納税者に対して公的見解を示したとは認められない」として、横浜地裁では斥けられている。

「・・・しかし・・・一時所得の計算をするときに、この『3割ルール』を定めた地方税法の条文は、影響しないのであろうか・・・」

浅田調査官は、頸を傾げる。

「・・・仮に、税務署が返礼品の価値を算出して、その割合が42%になっていたとしても、上限を30%として、一時所得の計算をすべきだと僕は思うけれど・・・」

浅田調査官は、中尾統括官を見る。

「・・・しかし、税務署は、110の自治体一つ一つに照会をし、膨大な労力を費やして、返礼品の価値を算出し、その結果、返礼品の割合が42%になったのだから、それをわざわざ30%に引き下げるには抵抗があると思う・・・」

中尾統括官は、手に爪楊枝を持ちながら、苦笑する。

「・・・もっとも、納税者が、寄付総額660万円の30%である198万円について、自ら修正申告をしていれば、税務署はそれを認めたと思う・・・」

浅田調査官は、大きく頷く。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。